

## 役員及び評議員の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、第4条の規定のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事については、報酬及び退職手当金を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、これを支給しない。
- (2) 非常勤の役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当金は支給しない。
  - 2 常勤の理事に対する退職手当金は、円満に任期を満了し、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める範囲内で、理事会において決定する。
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
- (4) 常勤の理事に対する退職手当金の額は、別表4に定める範囲内で、理事会において決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第19条の規定に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の指定金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げて端数処理を行う。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、

別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月23日より施行する。

附則 この規程は、令和元年6月18日より施行する。

別表1（常勤の理事の報酬）

役職名	月 額
理事長	700,000円

別表2（非常勤の役員報酬）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
法人業務のための出勤	

（2）監事

	日 額
監事監査への出席	13,000円
理事会等への出席及び法人業務のための出勤	10,000円

別表3（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	10,000円
法人業務のための出勤	

別表4（常勤の理事の退職手当金の算定式）

常勤の理事の退職手当金の額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法等の例に倣い計算して得た額を上限とする。